
7. 対応方針（案）

○検証対象ダムの総合的な評価

検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、既設ダムの堆砂除去のための代替補給について、目的別の総合評価を行った結果、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持においては、最も有利な案は「川上ダム案」となり、既設ダムの堆砂除去のための代替補給においては、有利な案は「川上ダム案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」であった。

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しなかったため、総合的な評価において、「川上ダム案」（ダム高90m）と、「川上ダム（ダム高81m）+3ダム活用案」、「川上ダム（ダム高81m）+高山ダム最大限活用案」の3案について比較を行った上で、最も有利な案は「川上ダム案」であると評価した。

○意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見

意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広いご意見を頂いた。これらのご意見を踏まえ、川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案の作成等を行った。

○関係地方公共団体の長からのご意見

関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、継続することが妥当であり、コスト縮減に努め、早期に完成させるべきなどのご意見を頂いた。

○関係利水者からのご意見

関係利水者に対して意見聴取を行い、継続することが妥当であり、本体工事に早期着手し、さらなるコスト縮減と工期短縮に努められたいとのご意見を頂いた。

○事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月国土交通省河川局）」に基づき、また、流水の正常な機能の維持及び既設ダムの堆砂除去のための代替補給については、代替法にて算定を行い、川上ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは2.4で、残事業のB/Cは5.9であることから、事業の投資効果を確認した。

○事業評価監視委員会からのご意見

事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、「審議の結果、「川上ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。」との意見を頂いた。

○対応方針（案）

「検証要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、川上ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる。